

## 令和4年度台湾・韓国等を中心とした海外に向けた情報発信業務

下記のとおり企画競争を行います。

令和4年8月2日

支出負担行為担当官  
復興庁会計担当参事官  
原 崇

### 記

#### 1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官  
復興庁会計担当参事官 原 崇

#### 2 企画競争の内容

##### 【1】業務名

令和4年度 台湾・韓国等を中心とした海外に向けた情報発信業務

##### 【2】業務の目的

東日本大震災から11年を経た現在でも、台湾、韓国等13の国・地域では福島県産を含む日本産の農林水産物について輸入規制がかかっており、復興の妨げとなっている。

しかしながら令和4年度に入り、台湾における輸入規制措置の緩和や韓国での政権交代、そして6月には新型コロナウイルスの鎮静化を受けた訪日観光客の受入再開など、国内外の情勢には大きな変化がみられている。

一方、台湾、韓国等のアジア諸国においては、ALPS処理水の海洋放出に対する懸念や反発も根強い状況が続いている。

上記のような背景のもと本業務では、台湾・韓国等における国・地域を対象に、被災地産食材および観光の魅力、ALPS処理水を含む東日本大震災・東京電力福島第一原発事故からの復興に関する情報発信を行う。

##### 【3】業務概要

以下の業務を実施する。

- (1) 台湾・韓国等各国・地域への訴求方法の検討及び情報発信の実施
- (2) 広報（PR）活動の実施
- (3) 有識者へのヒアリング等の実施
- (4) 情報発信活動の効果把握
- (5) 打合せ・協議
- (6) 報告書の作成

## 【4】業務内容

以下の業務を実施する。

なお、本業務を進めるに当たっては、各国・地域の実情に応じた柔軟な対応が必要であることなどから、復興庁（以下「当庁」という。）と緊密な連絡体制の下で実施する。また、発信する情報の各国・地域の言語への翻訳を行う翻訳業者については、当庁と協議の上、選定するものとする。

### （1）台湾・韓国等各国・地域への訴求方法の検討及び情報発信の実施

最近の各国・地域における情勢変化を鑑み、適切な訴求方法及び対象、内容等を検討の上、情報発信を行う。その際、少なくとも以下の訴求方法については検討を行うこと。

- ・ 新聞記事広告掲載
- ・ モニターツアー実施

### （2）広報（PR）活動の実施

（1）で実施した業務について、国内外のより多くの方に訴求できるよう、工夫凝らした広報（PR）活動を実施する。特に、訪日外国人（特に韓国、台湾）に対する訴求内容を工夫し、本国への波及効果を高める。

### （3）有識者へのヒアリング等の実施

上記（1）～（2）の実施に当たっては、有識者から適宜意見聴取を行う。なお、意見聴取の実施に必要な作業や有識者への依頼、旅費、謝金の支払いなどは請負者が行う。有識者の選定については、原則、当庁で行うが、効果的なコンテンツ制作について助言が可能な有識者の提案を行ってよいこととする。

### （4）情報発信活動の効果把握

上記（1）～（2）の情報発信実施後、効果測定・分析を実施し、次年度以降の効果的な情報発信のあり方について検討を行うものとする。

### （5）打合せ・協議

- ① 請負者は、契約後速やかに当庁と初回打合せを行い、スケジュール感を含め業務全般について認識に齟齬がないか確認を行う。
- ② 定期的に、作業スケジュール等の確認を行う。
- ③ 打合せ場所は、原則当庁で行う。
- ④ 打合せにおいては、請負者が必要な資料を用意するとともに議事録を作成する。

### （6）報告書の作成

本業務の実施内容を要領よく取りまとめる。

### （7）留意事項

- ① 上記により制作されたコンテンツについては、当庁ウェブサイト及びSNS（以下「当庁ウェブサイト等」という。）での公開を予定しているが、これらの公開に関する遵守事項等については、別紙を参照すること。
- ② 本業務の検討に当たっては、他の効果的な情報発信事例も参考とすること。
- ③ 放射線に関する情報については、発信により更なる風評を招かないようにするなど、発信することによる影響を十分考慮した慎重な発信内容・方法等とすること。
- ④ 著名人を起用する場合などにおいては、過大な費用負担とならないように配慮すること。また、提案に当たって、著名人が出演するコンテンツの使用可能期間、延長を要する場合の費用等を必ず明示すること。
- ⑤ 上記各項に対して、当庁との緊密な連携のもと、適切な運営・企画を行うために、業務全体を管理するための体制を整えること。

## 【5】業務実施期間

本業務の実施期間は、契約締結日から令和5年1月31日までとする。

### 3 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者であること。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

### 4 企画競争説明会の開催

8月17日（水）15時00分～16時00分（オンラインで実施）

### 5 企画提案の手続等

- (1) 企画提案募集要領の交付期間、企画提案書の提出期限等

ア 企画提案募集要領の交付期間

令和4年8月2日（火）から8月31日（水）まで

イ 企画提案募集要領の交付方法

企画提案募集要領の交付を希望する場合は、下記エの担当者まで問合せること。

ウ 企画提案書の提出期限

令和4年8月31日（水）15時まで

エ 企画提案書の提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

復興庁原子力災害復興班 米倉・鈴木（優）・土田

電話 03-6328-0248

## (2) 企画提案書の提出方法

上記担当班へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）で10部及び電子媒体（光ディスク（CD-R又はDVD-Rディスク）1部）を提出すること。なお、電子媒体は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Just System 一太郎、pdf形式のいずれかとする。ただし、映像資料については「Windows Media Player」で動作可能なものとする（これによりがたい場合は、申し出ること。）。

また、全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を1部提出すること。※宅配便も可とする。

## 6 契約候補者の選定方法

令和4年度台湾・韓国等を中心とした海外に向けた情報発信業務に係る企画提案募集要領に基づき、提出された企画提案書について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

なお、審査に当たっては、企画提案審査委員会を開催し、企画提案者から提出された企画提案書について審査委員が、各々審査を行う書面審査とする。

## 7 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

## 8 選定結果の通知

企画提案書を提出した全者に、令和4年9月上旬を目途に通知する。

## 9 その他

詳細は令和4年度台湾・韓国等を中心とした海外に向けた情報発信業務に係る企画提案募集要領による。

(以 上)